

## 入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）6月1日

下関市上下水道事業管理者  
上下水道局長 伊南 一也

### 記

1 件名

全自動固相抽出装置 1式

2 仕様及び納入場所

別紙「仕様書」のとおり

3 納入期限

令和9年1月29日

4 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「薬品・検査用品」に登録され、地域区分が「市内」、「準市内1」、「準市内2」のいずれかであること。
- (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

## 5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を、ファクシミリにて提出すること。（FAX番号083-231-3338）

## 6 申請書提出期間

令和8年6月1日（月）午前9時から

令和8年6月5日（金）午後5時まで

## 7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年6月8日（月）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 8 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX番号083-231-3338）

質問の期限は、令和8年6月10日（水）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

## 9 契約条項を示す場所及び日時

### (1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

### (2) 日時

令和8年6月 1日（月）午前9時00分から

令和8年6月11日（木）午後4時30分まで

## 10 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年6月12日（金）午前10時10分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

## 11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

#### 13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に課税部分の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

#### 14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、令和8年6月10日(水)までに下関市上下水道局総務課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。

## 仕 様 書

- 1 件 名 全自動固相抽出装置 1式
- 2 納入期限 令和9年1月29日
- 3 納入場所 山口県下関市長府満珠町33番35号  
下関市上下水道局水質管理センター 溶媒抽出室
- 4 参考機種 メーカー：ジーエルサイエンス株式会社製  
型 式：アクアトレース AE9500
- 5 構造及び性能

全自動固相抽出装置は、次の構造及び性能を備えるものとする。

- (1) 下表の左欄に掲げる事項を、右欄に示す方法で実施可能であること。

その際、固相カラムのコンディショニングから試料の通水、固相カラムの洗浄、乾燥、溶出及び溶出液の濃縮までの一連の作業を全自動で行うことができること。ただし、逆相カラムの取り外し作業及び溶出時のバックフラッシュ操作に係る固相カラムの反転作業については、手動で行うものでもよい。

陰イオン界面活性剤 分析用試料の前処理	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」 という。)の別表24の4(1)
非イオン界面活性剤 分析用試料の前処理	検査方法告示の別表28の4(1)
フェノール類 分析用試料の前処理	検査方法告示の別表29の4(1)
PFOS及びPFOA 分析用試料の前処理	検査方法告示の別表45の4(1)

- (2) 12 検体以上を同時に処理できること。  
ただし、1 台で行えない場合には、2 台で 12 検体以上を並行処理できればよい。3 台以上は不可。
- (3) シリンジ型、ルアーデバイス型及びディスク型の固相カラムを使用できること。
- (4) アセトン、アセトニトリル、酢酸エチル及びメタノールが使用可能であること。
- (5) 接液部には、耐溶媒の材質を使用していること。
- (6) 排気用ファンが搭載されていること。
- (7) 5 種類以上の溶媒を同時にセット可能であること。
- (8) シリンジによる加圧送液を行う方式であること。
- (9) 試料及び溶媒の送液速度は、1mL/分から 100mL/分の範囲で設定可能であり、1mL/分単位で設定できること。
- (10) 試料の通水量は、10mL～2000mL の範囲で設定できること。
- (11) 固相カラムの脱水は、窒素パージと吸引を同時に行えること。
- (12) 溶出液の濃縮は、アルミブロックで加温しながら窒素パージによる方式を選択できること。
- (13) 濃縮時の加温温度は、30～60℃の間で 1℃ごとに設定できること。
- (14) 濃縮管として、直径 14.5mm、高さ 100mm のものが使用可能であること。  
(参考) ジーエルサイエンス株式会社製 GL-SPE 濃縮管  
(製品コード 5010-51011)
- (15) 水廃液と有機溶媒廃液の分別排出可能であること。
- (16) 設定にはパソコンを必要とせず、すべて本体上で行えること。
- (17) 動作メソッドの作成、編集をパソコン上で行うことが可能な専用ソフトを有すること。
- (18) メソッドの保存、読み込みは外部メディアで行えること。
- (19) 電源は AC100V 50/60Hz であること。
- (20) 供給ガスに窒素を使用できること。
- (21) 付属品を含めない 1 台あたりの大きさは、横 550mm 以下、奥行 600mm 以下、高さ 650mm 以下であること。

## 6 付属品（標準付属品含む）

- (1) メソッド作成用ソフト ..... 1 式
- (2) 各測定メソッド ..... 1 式
- (3) 溶媒ビンキャップ（3L 用） ..... 4 個
- (4) 溶媒ビンキャップ（500mL 用） ..... 6 個
- (5) 排気ダクトホース（φ75mm、5m） ..... 1 式
- (6) 配管部品 ..... 1 式
- (7) 据付けに必要な部品 ..... 1 式

## 7 設置

- (1) 本体の設置場所は、発注者が指定する場所とする。（設置台スペース幅約 1,800mm 奥行 750mm）
- (2) 機器の納品及び設置に先立ち、発注者立会のもと、搬入方法及びその経路並びに設置場所の現場確認を行うこと。
- (3) 隣接する局所排気装置までの排気ダクトホースを設置すること。
- (4) 機器の設置及び設定は、発注者立会のもと行い、動作確認の完了をもって設置完了とする。

## 8 動作確認及び提出書類

機器等を設置後、装置の性能がメーカーの定める仕様どおり確保されていることを確認すること。条件が満たされない場合は直ちに改善処置を行うこと。また、行った確認作業等について、報告書等を提出すること。

なお、次の項目については必ず確認を行うこと。

ア 通水量の誤差が通水量 50mL に対して±2.0%以内であること。

イ 窒素通気量が 1000mL/分以上であること。

## 9 研修

発注者に対して、次の項目について実地に研修・指導を行うこと。

- (1) 実試料を使用しての本体操作の説明
- (2) メソッドの作成、メソッド作成ソフトウェアの操作
- (3) 保守の方法

## 10 保証

- (1) 保証期間は納入後1年以上とする。
- (2) 機器不具合の際は責任を持って迅速に対応できること。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者はその都度速やかに発注者と協議して決定すること。
- (2) 本業務で発生する廃棄物は適正に処分又はリサイクルすること。
- (3) 受注者は、当該装置の搬入、据付、調整、撤去等に伴い発生した建物への破損等の傷害については、直ちに発注者に報告し、協議の上速やかに復旧すること。